

休日夜間応急診療所の土曜日の夜間診療における小児科医の配置について

休日夜間応急診療所の夜間診療（午後10時から翌6時まで）におきまして、小児科の診療体制の充実を図るため、平成31年4月から、土曜日の午後10時から午前0時までの間、内科医に加え、小児科医1名を増員配置します。

これにより、夜間診療において午後10時から午前0時までの間は、小児科医を365日、配置できることとなります。

記

1. 増員配置する日時 土曜日の午後10時から午前0時まで

増員配置後の休日夜間応急診療所の診察時間と小児科診療体制

夜間診療	診察時間	診療日	毎日						
			月	火	水	木	金	土	日・祝
	22:00～0:00		○	○	○	○	○	△→○	○
	0:00～翌6:00		△	△	○	△	△	△	○
○は、小児科医を配置。△は、小児科を診ることができる内科医を配置。									

土曜診療	診察時間	診療日	土曜日
		15:00～19:00	○
小児科医を配置。			

休日診療	診察時間	診療日	日曜日・祝日
		10:00～19:00	○
小児科医を配置。			

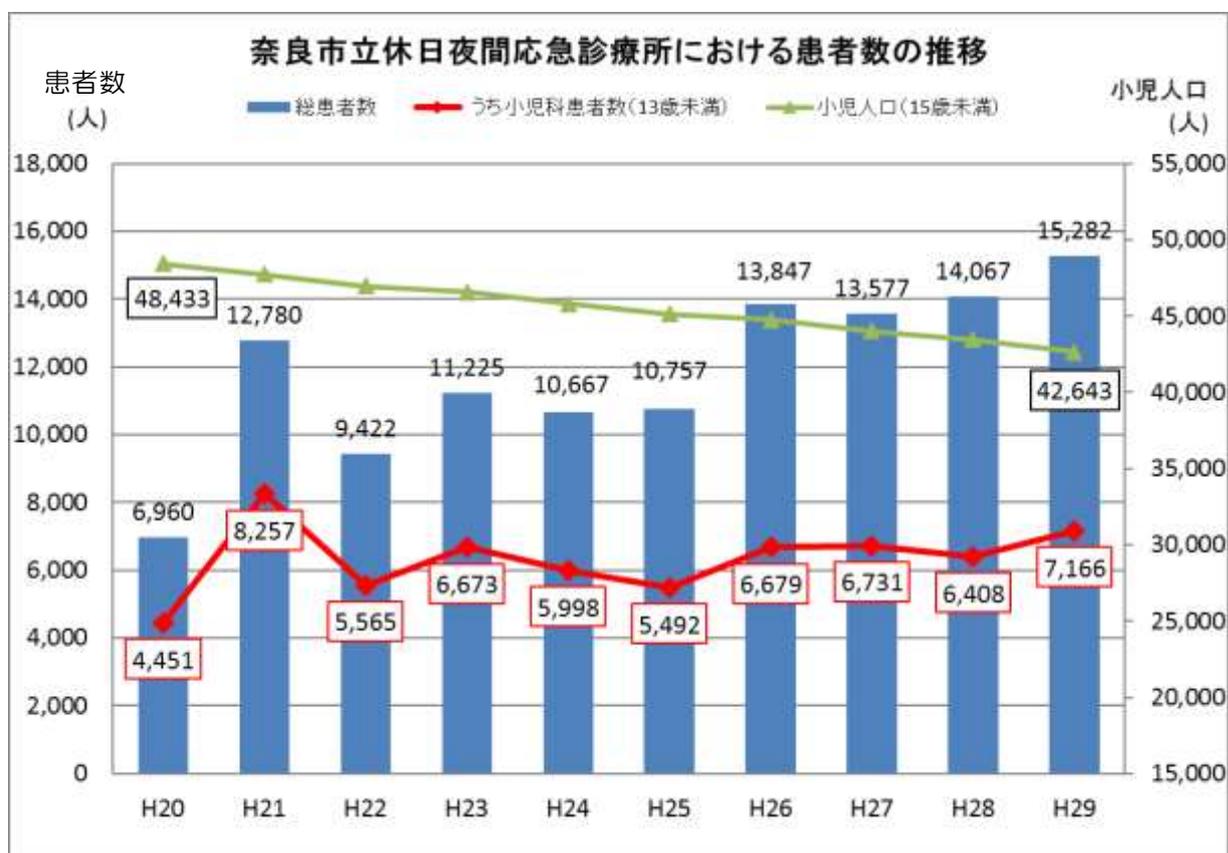
2. 増員配置する時期 平成31年4月から

3. 増員配置する人員 小児科医1名

4. 小児科医配置の経過について

- 平成25年4月～ 夜間診療・水曜日の午後10時～翌6時 配置
- 平成26年4月～ 休日夜間応急診療所を柏木町に新築・移転
(北和地区における一次救急医療の拠点診療所として
診療開始)
- 平成27年4月～ 夜間診療・金曜日の午後10時～午前0時 配置
- 平成27年10月～ 夜間診療・月曜日の午後10時～午前0時 配置
- 平成29年7月～ 夜間診療・火及び木曜日の午後10時～午前0時 配置
- 平成31年4月～ 夜間診療・土曜日の午後10時～午前0時 配置

5. 患者数の推移



(注1) 平成21年度 土曜診療開始、新型インフルエンザ流行

(注2) 平成23年度 休日診療・午前の部開始

(注3) 平成26年度 柏木町へ新築・移転

(注4) 休日夜間応急診療所の小児科は、13歳未満が対象。

(注5) 小児人口は年々減少している中、小児科患者数は平成20年度と比較すると、この10年間で約1.6倍に増加している。